平成２１年（再ロ）第１０号

石川県白山市相木町143番地１暖家202号

再生債務者　笹岡　克行

1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年12月９日まで

4　一般異議申述期間　平成21年12月16日から平成22年１月４日まで

金沢地方裁判所

平成２１年（再ロ）第８号

秋田県横手市平鹿町醍醐字上醍醐43番地　醍醐団地Ａ－４

再生債務者　後藤　豊文

1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年12月10日まで

4　一般異議申述期間　平成21年12月24日から平成22年１月14日まで

秋田地方裁判所横手支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１０１００号

埼玉県狭山市大字水野495―10

再生債務者　五十嵐幸洋

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年11月26日まで

平成21年11月12日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第３号

山形県鶴岡市小真木原町５番31号

再生債務者　大川　光二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月11日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（再ロ）第５６号

大阪府吹田市川岸町６番12号

再生債務者　長谷　武暢

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月10日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１２号

大阪府富田林市伏見堂95番地　財団法人成研会附属汐の宮温泉病院本館３階、住民票上の住所大阪府富田林市若松町２丁目８番９号

再生債務者　池田　剛造

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月10日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１５号

神戸市須磨区横尾８丁目１番地の１　46号棟404号

再生債務者　吉林　敦子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月10日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第６号

熊本県熊本市坪井６丁目19―32―201

再生債務者　藤本　太助

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月10日

熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再ロ）第６号

秋田市仁井田田長田１丁目４番26号

再生債務者　東海林勝志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月11日

秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（再ロ）第３号

栃木県小山市大字南半田1818番地３

再生債務者　中島　信義

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月10日

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（再ロ）第５号

宮城県白石市字祢宜内30―１

再生債務者　柴田　泰弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年11月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月11日

仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（再ロ）第１３号

大阪府泉北郡忠岡町高月北２丁目15番17号

再生債務者　穴瀬　良信

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年11月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月11日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成２０年（再ロ）第５号

栃木県小山市扶桑３丁目６番12号　扶桑市営住宅38棟555号

再生債務者　佐藤　正行

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年11月５日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年11月10日

宇都宮地方裁判所栃木支部

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成 21 年 11 月 20 日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備考
京博Ｇ―2155	昭和43年８月12日	鳥田兼五	平成21年10月22日	
京博Ｇ―2492	昭和46年２月22日	鳥田兼五	平成21年10月22日	
京博Ｈ―426	昭和43年８月12日	鳥田兼五	平成21年10月22日	

公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　旭川市において発行する北海道新聞

掲載の日付　平成二十一年十一月十三日

掲載頁　二十頁

（乙）掲載紙　旭川市において発行する北海道新聞

掲載の日付　平成二十一年十一月十三日

掲載頁　二十頁

平成二十一年十一月二十日

北海道北見市大正二七三番地一

（甲）株式会社北見宇部

代表取締役　中山　正幸

北海道網走郡美幌町字報徳七八番地

（乙）北海生コンクリート工業株式会社

代表取締役　山内　和裕